

相談室から

平成18年度相談業務連絡会議及びDV被害者支援者養成講座(専門講座)を開催しました。

「DV相談へのよりよい対応のために」(平成19年1月26日(金)(10:00~12:30)

第3回となる今回は、青少年男女共同参画課が平成16年度から県内9ヶ所で行ったDV被害者支援者養成講座(基礎講座)の専門講座としても位置付け、DV被害者からの相談・対応に携わる相談員等を対象にケース検討を行う実践的な研修を行いました。島根地区や熊本地区をはじめ県内各地区の多くの関係機関から2名が参加しました。(参加機関:福寺事務所、保健所、県・市町村の開拓課、毎子生活支援施設、児童総合相談センター、精神保健福祉センター、婦人相談所、警察など) (主催:鹿児島県男女共同参画センター・鹿児島県青少年男女共同参画課)



【講師】本多 玲子さん(フェミニスト・カウンセラー)

構成例の概要

*研修用に内閣府「配偶者からの暴力の手引」などを参考して作成したもの

十分な生活費を渡されず、パートをして家計を支えているが、生活がとても苦しい。お金の相談をすると不機嫌になり、「誰に食べさせてもらっていると思ってるんだ」と怒鳴られ、お金を投げられる。職場や地域ではリーダーの存在でいいんだと思われている。

最近お金のことでも言い争いになり、お腹を殴られ、死ぬかと思った。それ以来、夫と一緒にいると苦痛で動悸がするようになった。精神的に迷いつめられ、離婚も考えているが、子どものことなど、不安で踏み出せない。

研修は、このケースにおいて、DVに当たること、相談者について思うこと(よくわからないこと、理解できるところ、相談を受ける意図など)、相談者ができるまたは可能な支援・サポートなどについて、各人で考え、その後8人程度のグループに分かれ討議しました。

講師からは、DV相談へのよりよい対応のためには、DVの背景にある社会的性別(ジェンダー)の問題を理解することが必要であること、相談者の支援に当たっては関係機関の連携が必要であるが、そのためには各々の特性や役割などについて理解し、ネットワークを持つことが重要であるなどのアドバイスがありました。

参加者からは、「相談を受ける時の注意点を理解できた。これからの相談業務に活かしていかたい」「色々な機関、市町の話を聞けてよかった。グループで話すことで、自分が務める機関から先が、どのように展開していくかもわかった」「たくさんの方がDVについて理解を深め、被害者への対応の仕方を学べたと思う。夫との関係性(高底の差)に応じた対応を考えなくてはと思った。」などの感想や意見がありました。

今後とも、相談体制の充実のために、スキルアップと各種研修、各地域における効果的な連携づくりに役立つ研修の開催に努めたいと思っております。



【DVの背景にある社会的性別(ジェンダー)の問題】

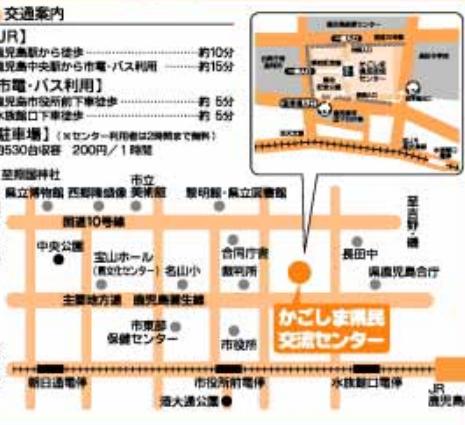
生物学的な性差であるゼクスに対し、社会的に形成された性差をジェンダーといいます。このジェンダーに基づく性別役割分担意識や家族・組織等が、妻が夫に従ななければ、あるいは夫の権限を握なれば暴力をふるわれても仕方がないと、夫の暴力を正当化することにつながっています。

男性が、ストレスや不安のはけ口を顧慮せずにいる女性に求め、暴力によって支配することで自分の価値や存在感、力を確立しようとして起こるものが、DVといえます。夫婦げんかの延長で、夫がたまたま妻を殴るというものではなく、ジェンダーに基づいた男女の力関係を利用して起こる問題なのです。そのため、ジェンダーに敏感な視点を持っていないと、DVの本質を理解することはできません。

出典:「ドメスティックバイオレンス-夫婦とのための相談対応マニュアル」(新青少年男女共同参画課)

相談専用電話 099-221-6630・6631

Access Map



編集後記

男女共同参画センターがオープンして満4年を迎えました。センターでも男女共同参画フォーラムや人材養成講座など核となる事業を引き続き行いつづき、センター・ソーシャル・センターの養成など新たな事業も実施出来ました。バーブルリボンについても啓発を利用している市町村も増え、広がりを感じます。

これからも様々な事業を実施していきたいと考えていますので、ご支援・ご指導いただきますようよろしくお願いします。

「センターだより」への皆様のご意見ご感想をお待ちしています。

編集・発行]

鹿児島県男女共同参画センター
(かごしま県民交流センター内)

T892-0816 鹿児島市山下町14-50



TEL 099-221-6603

FAX 099-221-6640

E-mail harmony@kagoshima-pac.jp

URL http://www.kagoshima-pac.jp

鹿児島県

男女共同参画 Vol.10 センターだより

2007.3
Vol.10

センター事業から

- 女性に対する暴力をなくす運動
- 男女共同参画公開講座
- 若者に対する暴力未然防止のための講演会
- 19年度事業実施計画

いんふおめーしょん

- 男女共同参画フォーラム
- 委託事業実施団体募集
- 男女共同参画センター運営部会委員紹介
- 男女共同参画センター・ソーシャル・センター養成講座

相談室から

- DV相談へのよりよい対応のために

男女共同参画センターは、男女共同参画社会づくりにむけた総合的な活動拠点施設です

女性に対する暴力をなくす運動

県では、7月の男女共同参画週間に引き続き、11月12日～25日を「秋の女性に対する暴力をなくす運動」として関係機関と連携して意識啓発のための活動や被害者支援に取り組みました。

● ● ● 女性に対する暴力の問題に関するシンポジウム ● ● ●



「スクール・セクシュアル・ハラスメントの現状と課題 ～心理的及び法律的観点から～」

(実施主体:スクール・セクシュアル・ハラスメント防止全国ネットワーク
(SSHSP)九州ブロック)

11月12日(日)10:00～16:00 かごしま県民交流センター中ホール

- コーディネーター
龟井 明子さん (SSHSP代表)
- パネリスト
谷崎 和代さん (SSHSP九州ブロック代表・鹿児島純心女子大学助教授)
竹下 小夜子さん (精神科医)
笹川 理子さん (弁護士)

龟井コーディネーターの司会のもと、まず3名のパネリストがそれぞれの立場から意見を述べました。午後からは、休憩時間の間にいただいた参加者からの質問を元に、パネリストと参加者による意見交換形式で行いました。内容の一部を御紹介します。



谷崎さん
スクール・セクシュアル・ハラスメントとは、教育の場における相手の意に反する性的または性差別的な言動である。深刻な人権侵害であり、その背景には、男性優位のジェンダー（社会的性別）親や力関係を背景にした性差別構造がある。個人間での問題ではないとの認識をもってほしい。

最近は被害者は悪いのではなく悪いのは加害者だということが漫透し、徐々に声をあげるようになってきているが、相談時に待ち受けているのが二次被害である。二次被害は、被害者を泣き寝入りさせ、加害者の加害行為を繰り返すことにつながる。そのため、相談を受けける人を含め、教育の場においては専門家による研修が必要不可欠である。



竹下さん
スクール・セクシュアル・ハラスメント被害者は通常のセクシュアル・ハラスメントと比較して重複化しやすく深刻であり、特に信頼する教師からの被害ほど重複化の傾向が強い。小学校低学年などの場合、成人後、男性恐怖症などの症状がでてくる可能性が高いため、保護者とりわけ母親の心理的サポートが重要である。

性被害にあった場合、すぐにシャワーを浴びず110番通報により婦人科医診察を受け証拠物採取をしてもらえること、72時間以内にアフターピルを服用すれば望まない妊娠を避けることができるなど、知識として知っておく必要がある。



笹川さん
被害者と加害者間で和解出来ない場合、裁判等で法律的に解決することとなる。これには、強制わいせつ罪などの罪に問う刑事的側面と、慰謝料や損害賠償請求を行う民事的側面がある。裁判となった場合、被害者側に立証責任があり、特に被害者が小さな子供の場合、証言が信用されにくいこともありますので工夫が必要である。また、意見陳述の際には直接加害者と顔を合わせないようにしている。警察や検察庁での事情聴取の際に弁護士が付きそうともある。

法律相談については、各弁護士が有料で行うものほか、自治体などの無料相談や法テラスにおける法律扶助制度もあるので利用してほしい。

午後からのシンポジストと参加者の意見交換では、「セクシュアル・ハラスメント防止等のための指針」があるが、周知されていない、「被害者の気持ちを最優先し取り組んでいくことが大切。そのため、調査などには当時者だけでなく第三者が聞与出来るシステムを構築すべき。」などの意見が出されました。

実際の現場や保護者からの意見が多く聞かれ、聴講者参加型のシンポジウムとなりました。

● ● ● 街頭キャンペーン ● ● ●

鹿児島中央駅アミュプラザ前等にて関係機関等と連携して街頭キャンペーンを行いました。

● 参加機関等 ●

国際ソロブチミスト鹿児島、かごしま犯罪被害者支援センター、ザ・ボディショップ、鹿児島市、鹿児島市男女共同参画センター、婦人相談所、県



啓発用チラシを駅を利用する人を中心に配布したほか、バーブルリボンツリーにリボンを結んでいただきました。



● ● ● 女性の暴力110番 ● ● ●

女性に対する暴力の問題について、県弁護士会との共催により無料で電話・面接にて行う法律相談を実施しました。当日は女性弁護士3名が相談に応じ、相談時間は2時間と短かったものの面接相談2件、電話相談4件の相談がありました。

今後も県では女性に対する暴力がなくなるよう願いを込めて、様々な啓発事業を行っていきます。

男女共同参画公開講座



11月13日(土)13:30～15:30 かごしま県民交流センター中ホール

- 講師
渥美 雅子さん (弁護士、「女性と仕事の未来館」館長)
- テーマ
「男女共同参画 いまひとりひとりができること」

講演では、まず、弁護士になった当時、全国で女性の弁護士は1%程度で法廷にいるだけで目立ち、男性ばかりのモノクロの法廷に色のある服を着ている自分がいるとそれだけで居心地が悪い思いをしたが、現在、女性の割合が13.58%となり、裁判官も検察官も弁護士も女性という法廷があるようになったと、男女共同参画が進んできた様子を話されました。

男女共同参画の国際的な動向や国内の動き、職場の男女差別など司法の現場での男女差別の排除、セクシュアル・ハラスメントの判例や雇用機会均等法の改正ポイントなど専門的な内容についても、資料を用い、大変わかりやすく話してくださいました。

また、日本の男女共同参画の現状を、G E M (ジェンダー開発指数)の国際的な比較や男性と女性の家事・育児などの生活時間の調査結果のグラフなどを使って説明され、国際社会の中で日本は更に参画を進める必要があるということがよく理解できるものでした。

男女共同参画社会をつくっていくための課題としては、
①新しいワーク・ライフ・バランスの創造 ②市民意識の醸成 ③女性が新しい時代をつくる新しい駆け出していく自覚が必要という3点を挙げました。

最後に、会場からの質問に応えて「男女共同参画社会とは、単に理念の話ではなく、障害者にとっても健常者にとっても、女にとっても男にとっても、若い人にとってもお年寄りにとっても、みんなにとって住みよいユニバーサルな社会をつくりましょうということの一端だと理解していただければ、生活中にすんなり入っていくのではないかでしょうか」と話され、参加者も男女共同参画社会を一人ひとりの身近な問題として理解して頂けた様子でした。

ご自身の経験を踏まえたエピソードやテンポのいい講談を交えながら、わかりやすい言葉で語られる渥美先生の講話に、会場が引き込まれ、あっという間の2時間でした。



若者に対する 暴力未然防止のための講演会

県では本年度初めて高校生を対象に「デートDV」をテーマとした標記の講演会を下記2高校で行いました。実施した各高校から感想をいただきましたので、御紹介します。

講師 下敷領須美子さん（鹿児島大学医学部助教授）

テーマ 「相手の人権を尊重したパートナーシップ」

鹿児島県立
鹿児島東高等学校 校長 大瀬 孝夫



先般、本県環境生活部青少年男女共同参画課のご支援・ご協力をいただき講演会を開催できたことに感謝いたします。生徒たちは、若い恋愛間で起こりうる様々な出来事を、ロールプレイングを通して体験的に学ぶことができ、自律への一步を踏み出すことができました。

先生の若者に対する暴力未然防止の思いが、生徒たちの心に強く伝わりました。生徒は職員の迫真的演技で、DVをよりリアルにとらえ、しかも事前アンケートや講演会終了後の感想文を通して自分の意識を変容させ正しい知識を得ました。講演後、生徒は「自分のつきあい方もDVに近いと感じた」「今知ることができて良かった」などの感想を述べています。このことは、本講演のねらいがビタリ生徒の内面に響いたことになります。

学校現場では、DVの指導はなかなか難しいものがあります。時代の変化と共に、生徒の価値観も大きく変容しています。このような折、時代に即した内容で講演会を企画し実施することは、高校教育・人権教育上の喫緊の課題です。

高校生という人格形成期に「相手も自分も尊重し新しい道を切り開くこと」の大切さを企画していただいた青少年男女共同参画課の皆様に心から感謝申し上げます。



学校法人 日章学園
鹿児島城西高等学校 校長 伊藤 博仁

鹿児島城西高等学校は、21世紀を担う人材を育成するため、「道義に徳し、実利を図り、勤労を愛す」の建学精神を基本に、「森とせせらぎ」に囲まれた素晴らしい教育環境の中で新しい高校教育を推進している学校です。現在本校は、高校生活3年間に数多くの感動が体験できるよう、特色のある八つの学科と六つのコース及び福祉共生専攻科を設置して教育活動を行っています。

今回の講演会では実際にDVとはどのようなことか演劇等で説明してくださいました。生徒たちもとても真剣に聞いていました。生徒たちの感想（アンケートから抜粋）からも「DVが夫婦間だけの問題ではなく、学生時代から始まることが分かりました。3年男子」「束縛は好きな証拠だから仕方がないと思っていましたが、今回の講演を聞いてやっぱり違うとおもいました。2年女子」「女性も自分の意思を持ったほうが好い事がわかりました。3年女子」と自分の性について考える良い機会になった様です。ありがとうございました。



※民間団体等への委託実施事業（一部委託を含む）

注 上記事業計画は予定です。変更になる場合があります。

男女共同参画フォーラム

県条例にて7月下旬を「男女共同参画週間」と定め、それに基づき、講演・ワークショップ・展示等一体的に行なう啓発事業です。

民間団体等とのネットワーク会議

男女共同参画の推進を目的に活動している民間団体等との情報交換・ネットワークづくりを目的に会議を実施します。

センターサポーター登録事業

養成講座を修了した方を対象にセンターサポーターとして登録し、センター事業に共に協力していただく事業です。

センターサポーター養成講座

センター事業における講座・情報誌等の企画運営に協力していただくとともに、専門的知識と技能を習得する人材育成のための講座です。

事業実施計画

男女共同参画公開講座

男女共同参画の意義や必要性について広く県民の皆さんに理解していただくため、講師を招いての講演会です。

女性に対する暴力の問題に関する啓発事業

国の「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、DV等女性に対する暴力の問題について県民の皆さんに広く理解していただくために行なう事業です。

男女共同参画基礎講座

男女共同参画の推進に必要な基礎知識と手法を体系的に学び、推進役となる人材を養成する講座です。

地域参画支援セミナー

地域づくりに参画するための実践力を養うことにより、男女共同参画の視点を持ったリーダーとなる人材を養成する講座です。

男女共同参画お届けセミナー

職場・学校等に講師を派遣し、男女共同参画について理解していただくための事業です。

女性のチャレンジ支援講座

女性の就労等を支援するため、自己理解を深め男女共同参画の視点から学ぶ講座です。

男女共同参画推進地域講座

離島などセンターから遠隔地にある地域を対象に、地域における男女共同参画社会の実現を目指して実施する講演会です。

これから男女共同参画センターで開催される講座等のお知らせです。

男女共同参画フォーラム

センターでは、毎年7月下旬に男女共同参画の意識啓発、人材養成のために男女共同参画フォーラムを開催しております。その中で、普段の活動成果の発表の場としてワークショップ・自主企画事業の実施委託団体を下記のとおり募集しています。

●ワークショップ募集

【日 時】	①平成19年7月28日(土)15:30~17:30 ②平成19年7月29日(日)10:00~12:00
【場 所】	かごしま県民交流センター研修室など
【内 容】	男女共同参画の推進のための啓発事業 (調査研究の発表、活動事例報告、寸劇等の発表及びこれらの組み合わせなど)
【対 象】	一般県民(1団体30~50名程度)
【募集中】	①、②とも3団体(日時は、センターで調整することがあります)
【委託費】	最大40千円(消費税込)
【募集期限】	平成19年3月20日(火)~4月15日(日)

●自主企画事業募集

【日 時】	平成19年7月29日(日)15:00~17:00
【場 所】	かごしま県民交流センターホール
【内 容】	男女共同参画の推進のための啓発事業 (調査研究の発表、活動事例報告、寸劇等の発表及びこれらの組み合わせなど)
【対 象】	一般県民(150~200名程度)
【募集中】	1団体
【委託費】	最大150千円(消費税込)
【募集期限】	平成19年3月20日(火)~4月15日(日)

* 詳細につきましては、センターまでお問い合わせ下さい。

委託団体募集・講座の
お問い合わせは

鹿児島県男女共同参画センター

TEL 099-221-5603 FAX 099-221-6640 E-mail:harmony@kagoshima-pac.jp

4月▶7月のスケジュール

April						
SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
1	2 休業日	3 ★ 4	5	6	7	
8	9 休業日	10	11	12	13	14 ▲
15	16 休業日	17 ★ 18	19	20	21	
22	23 休業日	24	25	26	27	28
29 休業日	30 休業日					

May						
SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
	1 休業日	2	3 休業日	4 おどりの日	5 二どもの日	
6	7 休業日	8 ★ 9	10	11	12	▲
13	14 休業日	15	16	17	18	19
20	21 休業日	22	23	24	25	26
27	28 休業日	29	30	31		

男女共同参画センター運営部会委員紹介

本年度、新たに右記の5名の方々がセンター運営部会委員に就任されました。今後のセンター事業についての御意見など前号に続き、御紹介させていただきます。

役 権	氏 名	分 野 等
部会長	玉川文生	経営者
委員	渡辺千佳子	起業家
"	下敷領須美子	研究者
"	上垣路得	公募委員
"	谷崎和代	公募委員



渡辺千佳子さん
(有限会社マダム・ボーダー取締役、起業家)



谷崎和代さん

(鹿児島県立女子大学助教授、公募委員)

時代は明らかに男女のあり方を変えてきました。

先日もTVで「編み物日本一」の男の子が紹介され、30分でマフラーを完成させ素直に喜ぶ姿が印象的でした。「編み物」=女性の特技といわれた時代の私にとりましては「開かれつづある日本」の一面を見た気がいたします。

その一方女性の社会進出はまだまだ困難を極めているのも事実です。「仕事と出産」を両立できないものかしさを感じている女性は少なくありません。

柳沢大臣の「女性は底む攤帳」発言は失言にせよ多くの女性の気持ちを傷つけました。「大臣、あなたの母親はそんなつもりであなたを出産なさったのですか? 数あわせで生まれてきたのですか?」身ごもった女性がどんなに精神的な不安を感じながら出産するか、経験者でなければわかりません。「安心して生みたい育てたい」が実現できる社会の構築こそ望まれます。

男女それぞれの言い分があると思いますが相手の立場を思いやる社会創りを目指したいと思います。

男女共同参画センター サポーター養成講座

センター事業において、講座・情報誌作成等の企画運営に協力していただきながら、専門的知識と技能を習得する人材育成のための講座です。修了生は、20年度からセンター サポーターとして登録し、各種事業の企画運営などに協力していただきます。

18年度の受講生からは18名の方がセンター サポーターとして登録してくださいました。

何かやってみたい、現状から脱却したいと考えている方、一緒に活動してみませんか。皆様の参加をお待ちしています。

■実施期間
平成19年6月~平成20年3月

■実施内容
オリエンテーション
基礎講座受講による基礎的知識の習得
各種事業への参加・協力
センター活動への協力 など

■募集定員
20名

■募集期限
平成19年5月25日(金)